

「財務会計執行体制のあり方検討結果報告書」の概要

会 計 課

1 出納機関における執行体制

問題点 (課題)	▷会計公所においては、出納員が支出命令側の業務を兼ねており、実質的に出納機関としての牽制機能が発揮しがたい。 ▷財務会計事務に関し蓄積された知識・ノウハウを組織として継承することが困難であり、審査水準の確保・継続に限界がある。
目指すべき執行体制	▷出納機関の牽制機能の強化のため、専任の会計職員からなる会計課分室(仮称)を各広域振興局単位に設置し、会計管理者の補助組織として位置付ける。 ▷会計課分室において管内公所の出納事務(支出伝票の審査等)を集約する。
留意事項	▷財務会計システム等の環境が整備されている知事部局・教育委員会所管の会計公所について、早急に具体化を図るべきである。

2 命令機関における執行体制

問題点 (課題)	▷本庁各部の主管課への庶務事務の集約に不均衡が見られ、特に、財務会計事務の集約が進んでいないため、主管課のマネジメント機能が十分発揮できていない。 ▷財務会計事務に対する知識・経験不足などから、事務処理ミスが恒常に発生している。
目指すべき執行体制	▷本庁各部の財務会計事務に関する主管課のマネジメント機能を強化するため、主管課への財務会計事務等の移管(集約)を進め、主管課の権限と責任を強化する。 ▷全庁的に集約が可能な入札・契約事務等は、一元化を検討する。
留意事項	▷事務集約の各部の現状も考慮しつつ、可能なものから早期に実現を図るべきである。

3 内部統制の仕組みづくり

府民の信頼を得て、府民ニーズに即した府政運営を進める上で重要な視点であり、課題の検討・検証を進めるべき。